

小平市第四次一般廃棄物処理 災害廃棄物処理計画

～ こつこつ小平 「もったいない」が 根づくまち ～

令和 5(2023)年 3 月

小 平 市

第7章 災害廃棄物処理計画

1 総論

(1) 計画の目的

大規模な震災や台風等の巨大な風水害が発生した場合、多量に発生する災害廃棄物を迅速・安全に処理する必要があります。このために、小平市は、平成30(2018)年3月に災害廃棄物処理計画(第7章において「本計画」という。)を策定しました。

災害廃棄物の処理にあたっては、まず市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要となります。

本計画は、災害に有効な対策及び取組等が講じられるよう、常に点検・見直しを図り、地域での取組と連動し、実効性のあるものに高めていくこととします。また、これらの取組を通して災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも努めていきます。

(2) 計画の対象

① 対象とする災害

対象とする災害を大震災及び巨大な風水害とします。

なお、火山灰については、広域的な処分を含め、震災等に準じて処理します。

② 対象業務

災害廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分を対象とします。

なお、災害規模によっては、被災建物の解体・撤去作業も対象に追加することがあります。

③ 対象とする災害廃棄物

災害発生に伴い、平常時に排出されるごみと異なる対応が必要となる災害廃棄物を対象とします。対象となる災害廃棄物の種類は次のとおりです。

表 7-1-1 対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類	概要
生活ごみ	被災した市民の排出するごみ(通常生活で排出される生活ごみは除く)
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
片づけごみ	一部損壊家屋から排出される家財道具(粗大ごみ等)
解体ごみ	被災建築物の解体撤去で発生するごみ <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートがら ・ 木くず ・ 金属くず ・ 可燃物 ・ 不燃物 ・ 適正処理困難物等
し尿	被災した家屋から発生するし尿、避難所から発生するし尿
水害廃棄物	水害により発生する廃棄物

④ 想定災害

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(東京都防災会議、令和4(2022)年5月25日)から、想定する災害は次のとおりとします。巨大な風水害により大量の災害廃棄物が発生した場合は、震災に準じた取り扱いをします。

表 7-1-2 想定災害

種 類	多摩東部直下地震	立川断層帯地震
震 源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規 模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.4

⑤ 発生量の予測

● 地震



「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」によると、多摩東部直下地震での小平市における災害廃棄物発生量は 31 万トン、立川断層帯地震での災害廃棄物発生量は 28 万トンと想定されています。

表 7-1-3 想定地震による建物被害棟数

項 目		多摩東部直下地震	立川断層帯地震
建物区分		棟 数(棟)	
被害棟数	全 壊	962	937
	半 壊	2,955	2,830
	合 計	3,917	3,767
火災による被害棟数	焼 失	1,855	1,288
	合 計	1,855	1,288

表 7-1-4 災害廃棄物発生量の想定

想定地震	災害廃棄物発生量合計(万 t)
多摩東部直下地震	31
立川断層帯地震	28

<p>コンクリートがら</p>		
<p>木くず</p>		
<p>金属くず</p>		
<p>可燃系混合物</p>		
<p>不燃系混合物</p>		

出典：「東京都災害廃棄物処理計画」

写真 7-1-1 災害廃棄物の種類

(3) 災害廃棄物対策の考え方

① 基本方針

災害廃棄物処理に関し基本方針を定めます。

表 7-1-5 災害廃棄物処理の基本方針

計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。
リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の運搬や処理にあたっては、周辺的生活環境へ影響がないように進める。
衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。
安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行うことから、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

② 基本的事項

● 災害廃棄物の処理主体

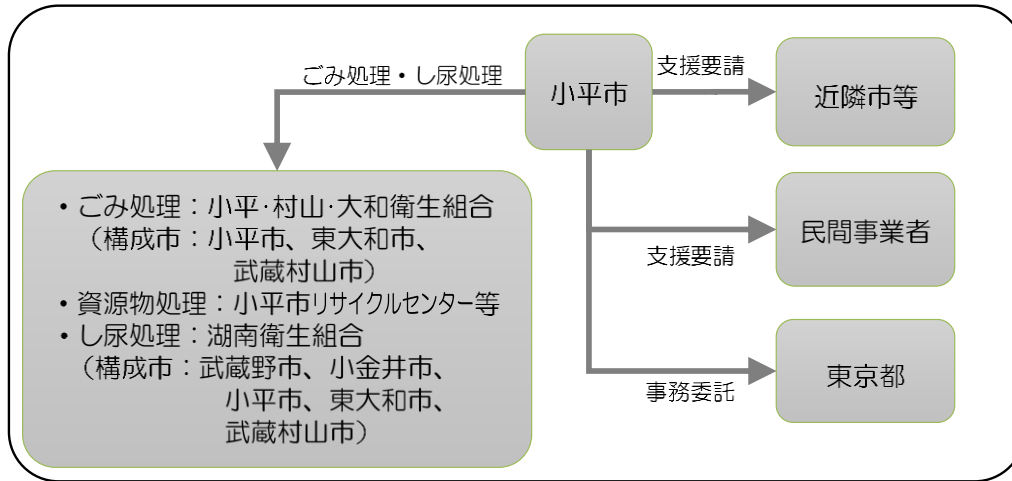
本市で発生した災害廃棄物の処理は、ごみについては、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設、資源については小平市リサイクルセンター、し尿については、湖南衛生組合の処理施設で処理を行うことを基本とします。災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本市及び各組合のみで処理することが困難な場合は、他市町村等及び民間事業者からの支援を要請します。

なお、災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に基づき、東京都への事務委託を行うものとします。

また、支援団体となる場合は、被災した他市町村等の要請に基づき、職員や収集運搬車両等の派遣、事務処理等の支援を行います。

※「地方自治法」第 252 条の 14

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。



※し尿については、清瀬水再生センター(清瀬市)への搬入も想定しています。

図 7-1-1 災害廃棄物の処理主体

● 災害廃棄物処理の流れ

主な災害廃棄物の標準処理フローは次のとおりです。

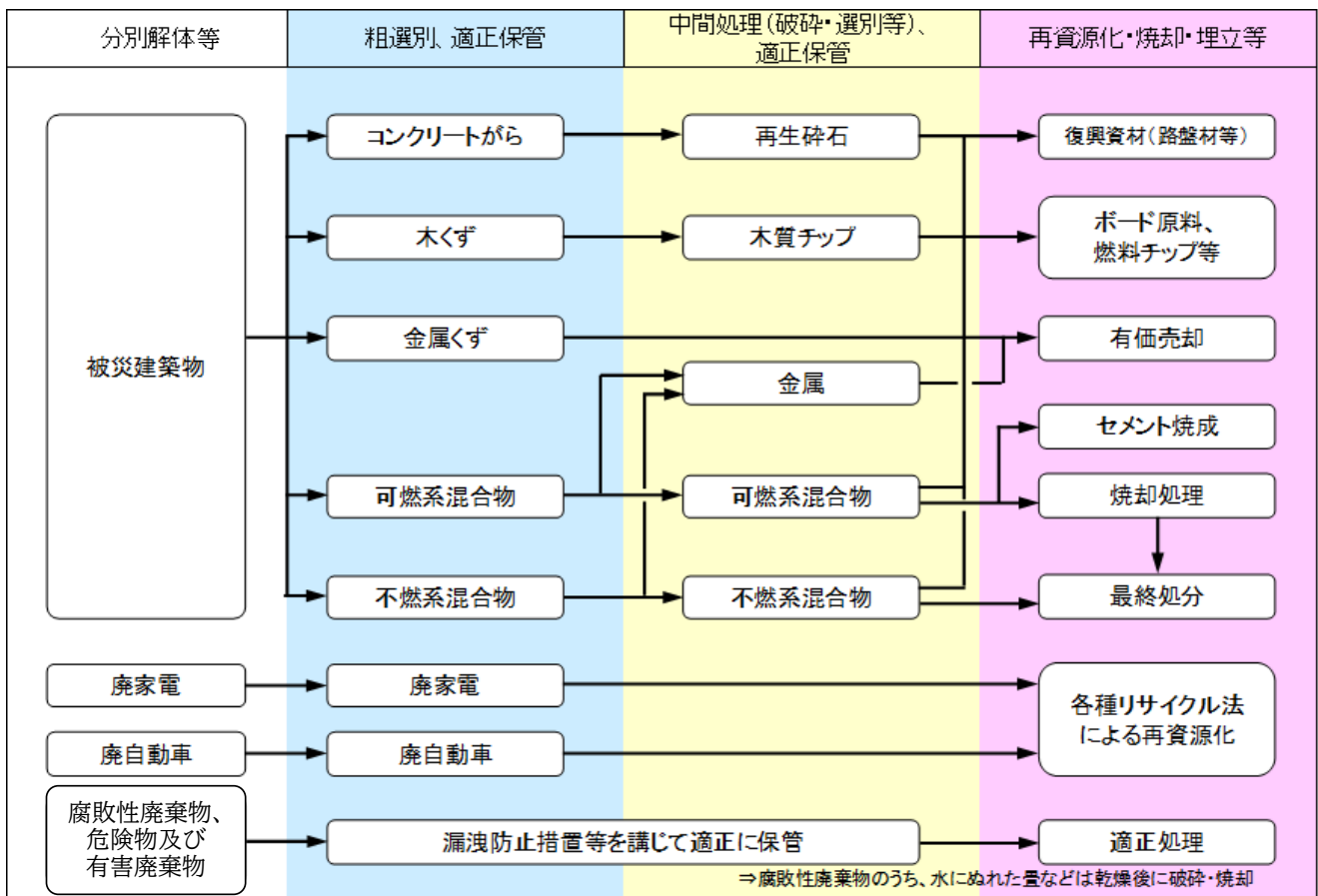


図 7-1-2 災害廃棄物の標準処理フロー

● 災害廃棄物処理の進め方

災害廃棄物の処理にあたり、取り組むべき事項を次のとおり整理します。

表 7-1-6 災害廃棄物の処理にあたり取り組むべき事項

項 目		概 要
(1) 災害予防 (体制整備等)	① 組織と役割分担	発災時における組織とその役割分担を定めます。
	② 関係団体との連携	国や東京都、各組合、他市町村、民間事業者等との連携体制を構築します。
	③ 災害廃棄物対策マニュアルの作成、整備	本計画の内容をふまえて、実際の発災時の行動を定めた、「がれき処理マニュアル」及び「災害発生時ごみ処理マニュアル」(以下、両者を合わせて「対策マニュアル」という。)を整備します。 (災害廃棄物発生量の推計方法、仮置場の選定・設置・管理方法、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量や処理方法等を定めます。)
(2) 初動期 (発災後約1カ月まで)	① 初動対応の命令	小平市災害対策本部の決定により、小平市災害廃棄物対策本部が設置され、発災後に甚大な被害が想定された場合、小平市災害廃棄物対策本部長(環境部長)は、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行することを宣言します。
	② 仮置場の設置	災害廃棄物発生量や廃棄物の種類を正確に把握します。また、仮置場の必要面積を算定するとともに、仮置場を選定・設置します。さらに、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量を算定するとともに処理を推進します。
(3) 応急対応期 (前半約3カ月・後半約1年)		引き続き災害廃棄物処理を推進します。また、小平市災害廃棄物処理実行計画(以下、「実行計画」という。)を策定するとともに処理進行管理を進め、災害廃棄物の迅速で適正な処理を推進します。
(4) 災害復旧・復興期		引き続き災害廃棄物処理を推進します。また、復旧・復興が進展する状況を見ながら仮置場の用地を返還する手続きを始めます。

③ 各組合、他市町村、東京都等との連携体制構築

本市は、東大和市と武蔵村山市とともに、小平・村山・大和衛生組合を組織し、3市から収集した廃棄物の焼却処理等を行っています。また、発生した焼却灰等について、東京たま広域資源循環組合において最終処分等を行っています。

し尿については、湖南衛生組合を設置し、5市で共同処理を行っています。

このため、大量に発生する災害廃棄物を処理するにあたっては、処理に関係する各組合、東大和市、武蔵村山市等の他市町村や東京都との連携体制を構築していきます。

2 災害廃棄物対策

(1) 災害予防(体制整備等)

① 組織体制と役割分担

● 組織体制

東京都と本市でお互いに役割分担が明確になるよう、今後、発災時における共通の組織体制を構築し、円滑なコミュニケーションがとれるようにします。

組織体制の例は次のとおりです。小平市災害廃棄物対策本部は、小平市災害対策本部の決定により設置し、廃棄物関連部署のみならず、他部署を含めた幅広い範囲から組織することを検討します。

職員のメンタルケア・ストレス回避策、交代勤務制度等についても検討します。

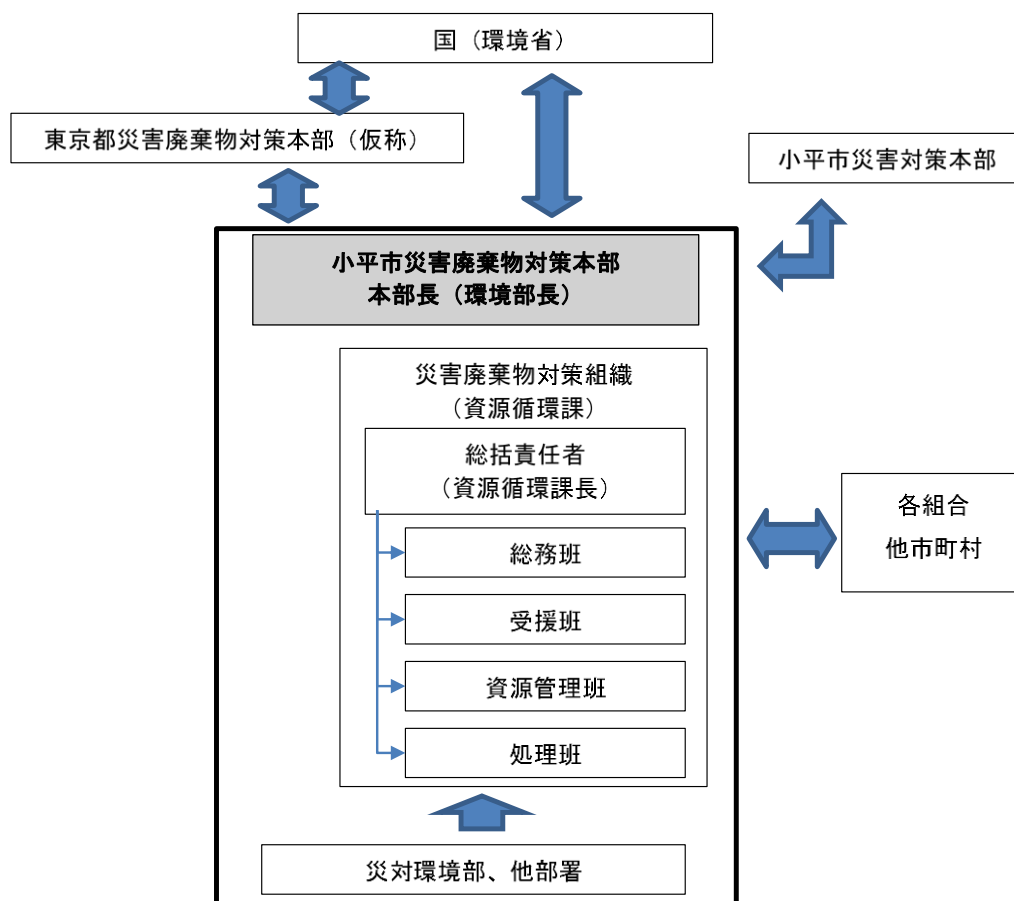


図 7-2-1 災害廃棄物対策の組織体制

● 役割分担

役割分担の例は次のとおりです。

表 7-2-1 各班の役割分担

担 当		分担業務
1	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理 ・ 職員参集状況の確認、人員配置 ・ 災害対策本部との連絡 ・ 廃棄物等対策関連情報の集約 ・ 被災状況等の情報収集 ・ 相談・苦情の受付 ・ 東京都及び他市町村等並びに関係団体等との連絡、調整 ・ 支援の要請及び受入れの連絡調整 ・ 実行計画の策定と見直し
2	受援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の被害状況の確認 ・ 協定内容の確認(協定先への連絡) ・ 支援の要請 ・ 応援職員等の受入れの調整
3	資源管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の設置準備・設置 ・ 仮置場の運用及び周辺環境対策 ・ 仮置場への搬入許可事務 ・ 災害廃棄物の再利用・資源化、処理・処分対策 ・ 市民への広報
4	処理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小平・村山・大和衛生組合ごみ処理施設、資源物中間処理施設の被災状況の把握 ・ 小平市リサイクルセンターの被災状況の把握 ・ 上記処理施設が使用不能の場合における、他市町村等の代替利用可能な施設の確保 ・ 小平・村山・大和衛生組合との連絡調整(被災状況等以外の情報の交換) ・ 災害廃棄物の発生量の推計 ・ 避難所ごみ発生量の推計 ・ 排出ごみ収集運搬業務の管理
	廃棄物 処理対 策	
	し尿処 理対策	
	収集・ 運搬対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖南衛生組合等の被災状況の把握 ・ 上記処理施設が使用不能の場合における、処理及び他市町村等の代替利用可能な施設の確保 ・ 湖南衛生組合等との連絡調整(被災状況等以外の情報の交換) ・ し尿収集量の推計 ・ し尿の収集、運搬、処分能力確保 ・ 仮設トイレの設置、維持管理、撤去
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 小平市清掃事業協同組合等の現況把握 ・ 収集・運搬能力の確保 ・ 収集・運搬業務の指示 ・ 災害廃棄物の発生状況の把握 ・ 災害廃棄物の撤去の指示 ・ その他発災時の廃棄物収集・運搬に必要な事項

● 職員の訓練

発災時に本計画を有効に活用するとともに、災害廃棄物の処理の核となる人材を育成するため、継続的な教育を行います。

② 関係団体との連携

● 東大和市、武蔵村山市、小平・村山・大和衛生組合との連携

小平・村山・大和衛生組合と当該組合の構成市である東大和市、武蔵村山市とともに、災害廃棄物に関する協議を進め、連携体制を構築します。

想定される連携内容は次のとおりです。

- ・ 一次仮置場の共有
- ・ 二次仮置場の共有
- ・ 災害廃棄物に含まれる資源及び処理困難物の共同処理等

(※一次仮置場、二次仮置場の詳細は表 7-2-2 参照。)

● 他市町村や民間事業者との協定

本市では、他市町村や民間事業者との廃棄物処理業務や資機材等の貸与、避難所等での生活必需品の供給に関する協定を締結しています。発災後はこれらの協定に基づき物資の供給を要請することとします。

● 災害ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時のニーズに即したボランティア活動が展開できるよう、小平市社会福祉協議会等や東京都との連携を強化するとともに、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していきます。

災害ボランティア活動には様々な種類があり、廃棄物・資源循環にかかわるものとしては、災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し、貴重品や思い出の品等の整理・清掃等があげられます。

● 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)の活用

災害廃棄物については、広域処理を実施することを想定し、災害廃棄物処理支援ネットワークに参加している輸送事業者との連携についても検討します。また、災害廃棄物処理支援ネットワークの専門家を交えた講習会・研修会等を開催することを検討し、職員の能力維持・向上に努めます。

③ 対策マニュアルの作成、整備

本計画の内容をふまえて、実際の発災時の行動を定めた、対策マニュアルを整備する必要があります。対策マニュアルには、災害廃棄物発生量の推計方法、仮置場の選定・設置・管理方法、危険物や有害物の扱い方、避難所でのごみ・し尿の発生量や処理等、具体的に記述します。

● がれき処理マニュアル

震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のがれきの再利用、適正処理を図る体制を確保する必要があります。そのため、一次集積から最終処分までの流れを円滑に行い、一次集積場所に長期間滞留させない対策を含め「がれき処理マニュアル」を策定します。

● 災害発生時のごみ処理マニュアル

発災後、家庭や避難所等で発生したごみが無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすほか、復旧活動等の障害ともなることから、震災等により排出されるごみを迅速に処理する体制を確保するため、「災害発生時のごみ処理マニュアル」を策定します。

(2) 初動期[発災後約1カ月までにおける対応]

① 初動対応の命令

小平市災害対策本部の決定により、小平市災害廃棄物対策本部が設置され、発災後に甚大な被害が想定された場合、小平市災害廃棄物対策本部長(環境部長)は、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行することを宣言します。

初動対応の命令が発令された場合、速やかに災害廃棄物対策組織体制に移行します。また、災害が特に甚大で広域である場合は、広域的な災害廃棄物処理体制に移行するよう東京都及び協定締結自治体と連絡を取り合います。

② 仮置場の設置

災害廃棄物の大量発生が予想される場合は、仮置場を設置する必要があります。発災時には被災状況を直ちに把握したうえで、関係機関と調整し、仮置場の選定を速やかに行います。

表 7-2-2 仮置場の設置

項 目		概 要
緊急仮置場	役割・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時の収集が出来ない場合や被災家屋等からごみを排出することが困難な場合、その体制が整うまでの緊急措置として設置する。 ・原則、被災者(支援ボランティアを含む)が、自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場とする。 ・被災後できるだけ速やかに、被災現場に近い場所に設置し、数カ月間に限定して受け入れる。 ・路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、一次仮置場が整備されるまでの間は、必要に応じ本市による搬入も行う。
	搬入・分別の基本方針(原則)	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時に搬出できるもの及び「粗大ごみ」を受け入れる。 ・平常時の分別区分による搬入が困難な場合は、可能な限り次の区分による搬入とする。 〈可燃物、不燃物、家電、畳、タイヤ、その他粗大、有害・危険物〉
	設置時期・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後数日以内に設置 ・市民の片づけが終わるまでの数カ月間設置
一次仮置場	役割・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・主に本市の委託業者や家屋解体事業者等が搬入する。災害廃棄物の前処理(粗選別等)を行い、二次仮置場や中間処理施設へ積み替える拠点としての機能を持つ。 ・被災現場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機作業により粗選別を行う。 ・被災者が直接、災害廃棄物を搬入することも可能とする。 ・二次仮置場整備や搬入状況により、順次廃止する。
	搬入・分別の基本方針(原則)	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去した建物から発生する廃棄物及び緊急仮置場に持ち込まれた廃棄物を受け入れる。 ・損壊家屋等の災害廃棄物は、災害発生現場で可能な限り分別を行い搬入する。 〈処理困難物、家電4品目・パソコン、コンクリートがら、金属くず、木くず、可燃物、不燃物、可燃・不燃混合物〉 ・個別に民間の再資源化施設や処理施設で処理するまで一時保管を行う。
	設置時期・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後数週間以内に設置 ・災害廃棄物処理が完了するまで設置
二次仮置場	役割・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場での処理が不十分である場合や一次仮置場の能力が不足している場合、必要に応じて設置する。 ・各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置する。 ・再資源化された資源物を保管する機能を持つ。 ・二次仮置場は甚大な被害が発生し、多量の災害廃棄物が発生した場合に設置するもので、他市町村等との広域での設置を検討するとともに、二次仮置場、仮設破碎機・仮設焼却炉等の設置を東京都に委託することも検討する。
	搬入・分別の基本方針(原則)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急仮置場及び一次仮置場で収集された廃棄物を受け入れる。 ・主に一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理(破碎・選別、焼却等)する。 ・仮設破碎機・焼却炉等を設置する場合がある。
	設置時期・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後数カ月以内に設置 ・中間処理された再生資材を全て搬出するまで設置

● 選定にあたっての留意事項

仮置場の選定にあたって留意すべき事項は次のとおりです。

表 7-2-3 仮置場の選定に当たっての留意事項

考慮事項	留意点
主に平常時に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要 ・ 仮置場候補地選定の優先順位としては、市有地、国や東京都などの公有地、民有地の順で選定 ・ 運搬ルート確保及び搬入・搬出の容易性 ・ 周辺に学校、病院、避難所等がない広大な敷地を有しており、新たに開発する面積が少ない場所 ・ 災害時の他用途との整合(避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、自衛隊等の野営地等との競合)
主に発災後に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用期間 ・ できる限り被害が大きい地域への配置 ・ 二次災害の防止

● 仮置場候補地リストの作成

平常時において、市有地や国・東京都等の公有地、民有地についての利用可能性調査、協議・検討、交渉等を行った上で、仮置場としての利用の可否を判断します。その上で、仮置場としての利用時の制約や使用規定等を設定し、関係者と仮置場使用に関する協定の締結等を行い、仮置場候補地のリストを作成し、各所管部署等の関係者に周知します。なお、仮置場の選定は、市有地や国・東京都等の公有地を中心に検討を行いますが、必要面積を確保できない場合等には、やむを得ず、民有地を借地することがあります。そのため、貸借契約、使用途中の立会い及び返還等について、あらかじめルールを定めておきます。

● 他市との連携

小平・村山・大和衛生組合の構成市である東大和市、武蔵村山市とともに、共有する仮置場の選定について協議をします。

● 仮置場の選定～返還までのフロー

復旧・復興が進展する状況を見ながら仮置場の用地を返還する手続きを始める必要があります。用地の返還の流れを以下に示します。

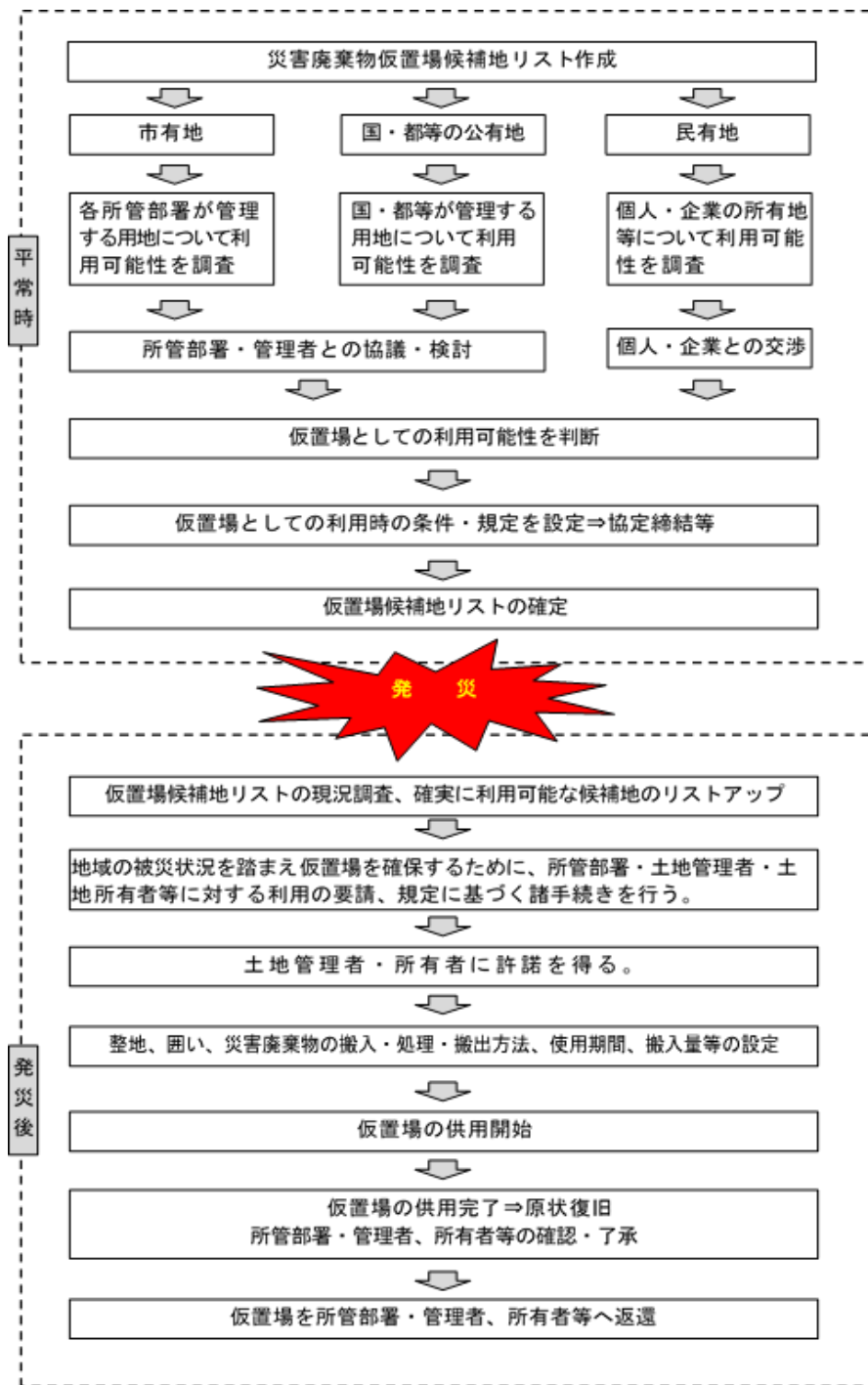


図 7-2-2 仮置場の選定～返還までのフロー

● 仮置場選定地の確定

発災後、被災状況に応じ、災害廃棄物の発生量を推計し、仮置場の必要面積の算定や必要箇所数等を検討します。また、仮置場候補地リストと地域の被災状況をふまえた現況調査を行い、利用可能な候補地について可能な限りリストアップします。リストアップした候補地について、関係部署・管理者、所有者等に利用に関する要請や規定、協定に基づく諸手続きを行い、仮置場選定地を確定させま

す。その後、災害廃棄物の搬入・処理・搬出方法や使用期間、搬入・搬出量等の設定を行い、仮置場の供用を開始します。

● 仮置場のレイアウト例

発災後に仮置場のレイアウトを決定します。災害の状況や災害廃棄物の発生量、仮置場の面積等を考慮しレイアウトを決める必要があります。なお、二次仮置場や仮設焼却炉は広域的な連携を考慮し設置することとします。

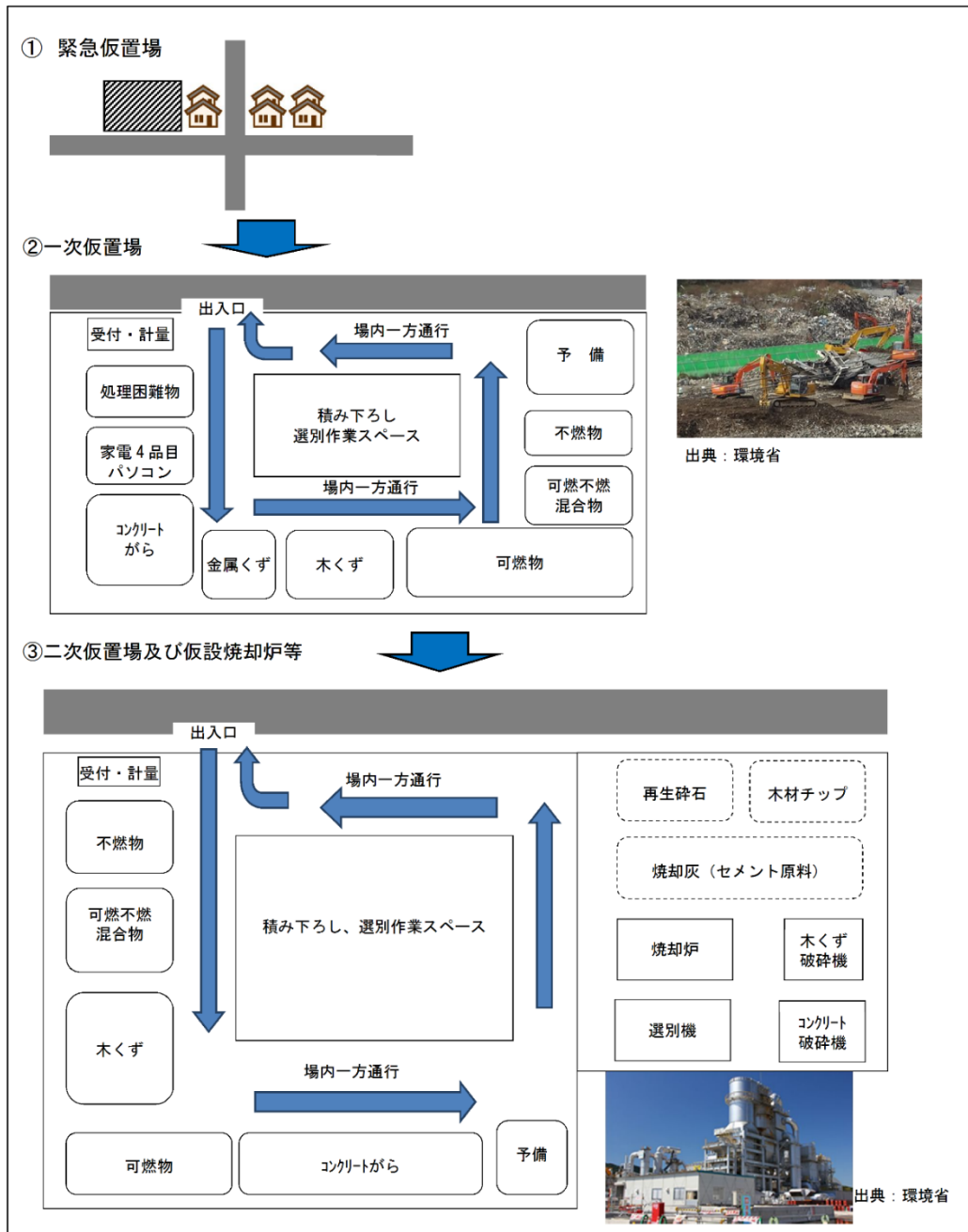


図 7-2-3 仮置場のレイアウト例(震災発生時の設置例)

③ 災害廃棄物の要処理量の暫定値の算定

発災後、災害の規模の情報や倒壊家屋及び浸水家屋の数量などの正確な情報を得て、平常時に定めた発生量・処理可能量の算定式等を参考に災害廃棄物の発生量を算定します。

④ し尿収集計画の策定

し尿については、仮設トイレ等の設置状況を把握し、避難所から湖南衛生組合及び清瀬水再生センターまでの搬入道路の被災状況の情報を収集し、「し尿収集計画」を策定します。

⑤ 小平市災害廃棄物対策本部会議

小平市災害廃棄物対策本部長(環境部長)が、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発した場合、小平市災害廃棄物対策本部の総務班は、小平市災害廃棄物対策本部会議を招集することができます。

小平市災害廃棄物対策本部会議の役割は次のとおりです。

- ・ 災害廃棄物処理の初動体制について
- ・ 東京都との連絡体制について
- ・ 東京都や他市町村、民間団体等との広域体制について
- ・ 処理方針の決定について
- ・ その他災害廃棄物処理に関し喫緊に決定する必要がある事項について

⑥ 処理方針の決定

廃棄物ごとの処理方針を以下に示します。なお、太陽光パネル、蓄電池等の新たな種類の廃棄物に対する処理方針について検討します。

表 7-2-4 廃棄物ごとの処理方針

種 別	発災時における留意点	処 理 方 針
がれき	損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材が大量に発生する。	コンクリート塊、家具等の木くず、畳、廃家電等が混在しているため、できるだけ分別を行い、適正に処理する。
可燃ごみ	腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生する。	公衆衛生の観点から、震災発生後、速やかに処理することとする。
粗大ごみ	畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車両では収集・運搬が不可能となる。	処分できないものは、処理業者への委託を行い、処理を行う。 なお、木くず等はできるだけリサイクルに努める。
廃家電	混乱に乗じて、被災していないものが排出される可能性がある。	被災したかどうかを見極め、不正な排出を抑制する。
資源ごみ等	破損または汚れた紙類、布類、缶・金属類、ビン類、ペットボトル・発泡類が発生する。	震災発生後速やかに処理する。 できるだけリサイクルに努める。
自動車 タイヤ オートバイ	破損した自動車・タイヤ・オートバイが大量に発生する。	所有者をできるだけ特定して、持ち主に引き取らせる。 やむを得ず所有者不明なもののみリサイクルシステムに基づき処理する。
し尿等	被害のあった汲み取り槽、浄化槽、及び避難所等に設置した仮設トイレから発生する。	公衆衛生上、震災発生後速やかに汲み取り、清掃、消毒を行う。

⑦ 市民やボランティアへの周知

片づけごみの分別方法や仮置場の場所、仮置場の持ち込み可能日時、生活ごみ等の収集日、収集ルート、分別方法について市民等に周知します。

⑧ 初動期の処理進行管理

災害廃棄物処理の本格化を見据え、小平市災害廃棄物対策本部に移行します。
小平市災害廃棄物対策本部において、処理の進捗情報を共有・管理します。

表 7-2-5 処理の進捗情報の把握

区 分	入手情報
被災建築物の 損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の 解体状況	解体予定棟数、解体済棟数(構造別)
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量(再生資材も含む)
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

(3) 応急対応期[(前半)約3カ月、(後半)約1年における対応]

① 実行計画の策定

初動対応終了後、実際に発生した災害による被災状況、災害廃棄物量等に応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定めるため、実行計画を策定します。

災害時、被災状況をふまえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、本計画を見直し、速やかに実行計画を策定します。

実行計画は、環境省で作成する災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)を基本として策定します。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともありますが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

② 災害状況の報告

実行計画を策定し、災害廃棄物の処理量を算定し、東京都に報告します。

③ 実行計画の改定

災害廃棄物の処理が進展し、状況が変わった場合、適宜実行計画の見直しを図ります。計画の見直しは、以下の内容にそって行います。

- ・復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被災状況や災害廃棄物処理の課題に対応し処理の進捗に合わせて、実行計画の見直しを行います。
- ・災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じ見直します。
- ・処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材(重機や収集運搬車両、薬剤等)の確保状況をふまえ、処理スケジュールの見直しを行います。
- ・処理の進捗や災害廃棄物の性状の変化などに応じ、処理フローの見直しを行います。
- ・道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置をふまえ収集運搬方法の見直しを行います。
- ・設定した処理期間内に既存施設で処理が完了できない場合、仮設による処理を行う仮置場の設置や広域処理を検討します。
- ・仮置場の返却にあたっては、土壌分析等を行うなど土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復を行います。

④ 応急対応期の処理進行管理

実行計画及び対策マニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて実行計画の見直し、改定を進めます。

適宜、処理実績の公表、要処理量(見込)の算定を行います。

(4) 災害復旧・復興期

① 災害復旧・復興期の処理進行管理

災害復旧・復興時については、応急対策期に引き続き、災害廃棄物処理の進行管理を行うこととします。

② 仮置場の用地返還計画

復旧・復興が進展する状況を見ながら仮置場の用地を返還する手続きを始めます。

(5) 本計画の継続見直し

本計画は、災害に有効な対策及び取組等が講じられるよう、次に示す会議等を開催するとともに、常に点検・見直しを図っていきます。

① 定例会議の開催

年度当初(毎年度 4 月)に災害廃棄物対策組織(資源循環課)で定例会議を開催し、本計画を配布し、情報共有を図るとともに、当該年度の対策訓練計画、国や東京都の災害廃棄物対策に係る研修等の案内を行います。また、年度途中で人事異動があった場合でも、必要に応じて同様の会議を開催します。

② 対策マニュアルの作成等

対策マニュアルを作成するとともに、対策マニュアルの更新及び見直しを行います。

③ 臨時会議の開催

大規模災害発生後、本計画及び実行計画に基づく行動結果に基づき、本計画を検証して、所要の見直しを行った場合には、災害廃棄物対策組織(資源循環課)は、臨時会議を開催します。